ひとり親家庭等医療、障害者医療における所得制限

※税法上の取扱いとは、一部異なります。
※配偶者及び扶養義務者の所得は、個別に判定します。

【所得制限限度額表】 （単位：円）

種別 / 扶養親族等の人	本　人	配偶者及び扶養義務者
0	3,758,000	6,287,000
1	4,138,000	6,536,000
2	4,518,000	6,749,000
3	4,898,000	6,962,000
4	5,278,000	7,175,000
5	5,658,000	7,388,000
6人目以降の加算額	380,000	213,000
所得判定	前年中の所得 1～7月資格分は、前々年中の所得	前年中の所得 1～7月資格分は、前々年中の所得

【限度額算定に加算する金額】 （単位：円）

種別 / 加算対象	本　人	配偶者及び扶養義務者
同一生計配偶者のうち70歳以上の者	100,000	―
老人扶養親族1人につき	100,000	60,000（※）
特定扶養親族1人につき	250,000	―
16～18歳の扶養親族1人につき	250,000	―

※扶養親族が2人以上いる場合に加算。
　ただし、扶養親族がすべて老人扶養親族のみの場合は、そのうち1人を除いた人数につき、6万円を加算する。

【所得から控除する金額】 （単位：円）

種別 / 対象控除		本　人	配偶者及び扶養義務者
社会保険料相当額		―	80,000
社会保険料控除		控除相当額	―
本人障害者控除	〔普通（その他）障害〕	―	270,000
	〔特別障害〕	―	400,000
扶養障害者控除	〔普通（その他）障害〕	270,000（1人につき）	270,000（1人につき）
	〔特別障害〕	400,000（1人につき）	400,000（1人につき）
勤労学生控除		270,000	270,000
寡婦控除		270,000	270,000
ひとり親控除		350,000	350,000
雑損・医療費控除 小規模企業共済等掛金控除		控除相当額	控除相当額
配偶者特別控除		控除相当額	控除相当額
特定親族特別控除		控除相当額	控除相当額
肉用牛の売却による事業所得に係る地方税の課税特例		当該免除に係る所得額	当該免除に係る所得額

※根拠法令：特別児童扶養手当等の支給に関する法律　第23条

■給与所得及び公的年金等所得からの控除について
　総所得金額の計算に当たり、給与所得の金額及び公的年金等に係る所得の金額の合計額から10万円を控除します。

ひとり親家庭等医療　　こども家庭課　（087-839-2353）
障害者医療　　障がい福祉課　（087-839-2333）